選挙する委員の定数

選挙では，土地所有者は土地所有者の代表となる委員を，借地権者は借地権者の代表となる委員を，合計で８名選出することになります。

それぞれの委員の定数は，選挙人名簿（選挙権及び被選挙権を有する方の名簿）が確定した際，各権利者数の割合に応じて決定します。

委員の任期（第三期：5年）

第三期の委員の任期は，

自：令和７年８月 18 日から

至：令和 12 年８月 17 日まで

選挙権及び被選挙権の要件

- **選挙権（投票できる権利）**

  選挙権は，選挙人名簿作成基準日において土地所有者又は借地権者であって，かつ，投票日までの間，権利の移転等（売買，相続等）がされていない場合において行使することができます。

- **被選挙権（委員に立候補又は推薦を受けることができる権利）**

  選挙権を有する方は，被選挙権も有することになります。ただし，次のいずれかに該当する方は除かれます。

  ① 未成年の方

  ② 成年被後見人又は被保佐人の方

  ③ 禁錮以上の刑に処され，その執行中又はその執行猶予期間中の方

お問い合わせ

高知市都市建設部市街地整備課

〒780-0937　高知市中須賀町 265 番地6

TEL 088-823-9377（直通）FAX 088-823-9028

e-mail　kc-170800@city.kochi.lg.jp

HP　https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/127/

令和７年５月９日　発行：高知市市街地整備課

高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業

なかすか

区画整理だより　第 34 号

土地区画整理審議会委員（第三期）の選挙について

中須賀土地区画整理審議会委員（第二期）の５年間の任期が，本年８月 17 日をもって満了となりますので，審議会委員の選挙（改選）を行います。

このため，令和７年５月２日付けで**選挙期日の公告（選挙期日：令和７年８月３日（日））**を行いましたのでお知らせします。

今後は，２頁の「審議会委員決定までの流れ」に沿って進めることになりますので，日程が確定したものを随時お知らせ（公告）していきます。

土地区画整理審議会の役割

審議会は，施行者である高知市の作成した『換地計画』『仮換地の指定』『評価員の選任』等の案について意見を述べる，同意をするなどの役割があります。

審議会（第三期）では，主に仮換地の軽微な変更などの報告を，年一回程度行う予定です。

『換地計画』	縦覧に供すべき換地計画の作成	意見を述べる
	換地計画に関する意見書の審査	意見を述べる
	換地計画の変更	意見を述べる
	特別の宅地に関する措置	同意をする
『仮換地の指定』		意見を述べる
『評価員の選任』		同意をする

審議会委員決定までの流れ（予定）

令和7年
5月　2日（金）　選挙期日の公告

▼

・　投票日を予めお知らせしました。

5月 22 日（木）　選挙人名簿の作成基準日

▼

・　選挙人名簿（選挙権及び被選挙権を有する方の名簿）は，この基準日における土地所有者及び借地権者を記載します。

5月 31 日（土）～6月 13 日（金）　選挙人名簿（案）の縦覧

▼

・　選挙人名簿（案）を縦覧し，内容の確認をしていただきます。
・　記載漏れや誤りがある場合は，この期間内に異議を申し出ることができます。申出が正当と認められる場合は，選挙人名簿を修正します。

7月　1日（火）　選挙人名簿の確定の公告
選挙すべき委員の数の公告

▼

・　選挙人名簿が確定したことをお知らせします。
・　選挙人名簿に記載された権利者数の割合に応じ，土地所有者から選挙する委員の数及び借地権者から選挙する委員の数をお知らせします。

7月　1日（火）～7月 11 日（金）　立候補及び推薦の受付

▼

・　立候補届や立候補推薦届を提出することができます。ただし，土地所有権又は借地権が共有であって，代表者を定めていない場合は，立候補や推薦をすることができません。

7月 25 日（金）　立候補者の氏名･住所の公告
選挙場･投票時間･開票日時の公告
（又は投票を行わない旨の公告）

▼

・　立候補者の氏名及び住所をお知らせします。
・　選挙場，投票時間及び開票日時をお知らせします。なお，立候補者が選挙すべき委員の数をこえない場合は，立候補者全員が当選人となりますので，選挙は行いません。

8月　3日（日）　選挙期日（投票日）

▼

・　土地所有者及び借地権者の各選挙人の中から選任された二名の立会人のもと選挙を行います。
・　土地所有権又は借地権が共有であって代表者を定めていない場合は，選挙人名簿に記載されている方でも，投票することができません。

8月　4日（月）　当選人の氏名・住所の公告

・　当選人の氏名及び住所をお知らせします。なお，選挙を行わなかった場合も，この日をもって当選人としてお知らせします。
・　当選人は委員としての任期が始まります。（5年間）

選挙権及び被選挙権を得るための手続き

選挙権及び被選挙権を得るためには，選挙人名簿に名前が記載される必要があります。

該当される方は，期日までに申告や届出をお願いします。

委員の選挙に関係する申告等の種類とその理由	締切日
・借地権申告書＜借地権の登記が無い場合＞ 施行者（高知市）で権利の存在が分からないため，権利者からの申告が必要。	選挙人名簿（案）に反映するための提出期限 **令和7年5月21日（水）まで**
・相続届出書＜登記名義人が死亡している場合＞ 選挙人名簿には登記名義人が記載されるため，相続人の名前を記載することが必要。	
・代表者選任通知書＜権利者が共有である場合＞ 選挙権は併せて一つとなるため，選挙人名簿に名前の記載があっても，代表者１名の選任が必要。	立候補・立候補推薦の場合 **令和7年5月21日（水）まで** 投票のみをする場合 **令和7年8月3日（日）まで**

【必要な届出等の参考例】

	氏　名	相続届出書	代表者選任通知書
単　有	高知　A 男	－	－
	南国　B 子（亡）	必要	単有：不要 共有：必要
共　有	高知　A 男	－	必要
	高知　C 恵	－	
	安芸　D 雄（亡）	必要	単有：不要 共有：必要
	安芸　E 美	－	

審議会委員選挙に関する Q&A

問い：自分一人で所有する土地と，夫婦二人で所有している土地があります。選挙権・被選挙権はどうなりますか。

答え：お一人で所有する土地については，そのままで選挙権・被選挙権があります。夫婦二人で所有されている土地については，「代表者選任通知書」を期日までにご提出いただきましたら選挙権・被選挙権を得ることができます。

問い：借家に住んでいますが選挙権はありますか。

答え：選挙権・被選挙権は，土地の所有者か借地権を持っている方にある権利ですので，借家人の方にはいずれの権利もありません。